

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」に対する日本貿易会意見

2025年6月19日
一般社団法人日本貿易会
物流委員会

2025年5月21日、改正物流効率化法における特定第一種/第二種荷主指定に係る判断基準となる基準重量などを取り纏めた「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」について、意見募集が開始された。物流委員会は、上記の政令案に対し、CY搬入貨物、船積貨物などで直接荷主がコントロール出来ない貨物を重量計測の対象外とすることなど、商社業界として重要なポイントである点につき意見を取り纏め、6月19日に国土交通省 物流・自動車局 物流政策課に提出した。

意見の該当箇所		意見の具体的な内容	意見の理由
頁数/行数	該当文章		
1	2頁/4行-9行目	(ii)(i)の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第一種荷主(法第30条第8号に規定する第一種荷主をいう。)が貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者をいう。以下同じ。)又は貨物利用運送事業者(法第30条第8号に規定する貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。)に運送(貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を委託した貨物をいう。	類似調査となる省エネ法での計測対象との差異を解説書等で示して頂きたい。
2	2頁/10行目、30行目	(iii)法第45条第1項の政令で定める重量は、9万トンとする。 (iii)法第45条第5項の政令で定める重量は、9万トンとする。	政令で定める基準重量について、実態に応じて見直しが行われる可能性があるのであれば、予め見直しのプロセス等について明示して頂きたい。
3	2頁/20行-25行目	(ii)(i)の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第二種荷主(法第30条第9号に規定する第二種荷主をいう。以下この項において同じ。)が自らの事業(貨物の運送及び保管の事業を除く。)に関して運転者(法第30条第2号に規定する運転者をいう。以下同じ。)から受け取り、若しくは他の者をして運転者から受け取らせ、又は運転者に引き渡し、若しくは他の者をして運転者に引き渡させた貨物(次に掲げるものを除く。)をいう。	「他の者をして」にはCY管理者、船長、機長は含まず、そのような貨物は、重量計測対象から外すことを明確にして頂きたい。 コンテナターミナル及びインランドコンテナデポ等については、所有者(施設を管理する者)は、港湾事業者若しくは自治体であり、直接発着荷主がコントロール出来ないため、商社が荷役/荷待ち時間を把握する必要はないという経済産業省の見解を頂いている。同様に、CY搬入や船積したタイミングで貨物の荷主になる場合は、発着荷主がコントロール出来ないため、実態に則した対応をお願いしたい。